

3 処分費用の支払い

支払方法は原則現金払いですが、資格基準を満たす場合は後納払いも可能です。

(1) 現金払い

搬入時に管理事務所で現金により支払います。

(2) 後納払い（【資格基準】を満たし、事前に申請をした場合）

搬入後に納入通知を受け、期限までに所定の金融機関に納付します。

【資格基準】

排出者が下記①～④のいずれかに該当する場合、後納払いが利用できます。

- ① 横浜市又は横浜市が出資する外郭団体及び公益法人。
- ② 横浜市又は横浜市が出資する外郭団体の 公共事業を請け負った者 のうち、搬入届出量が2トン以上 であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況である者。
- ③ 国又は神奈川県 の公共事業を請け負った者 のうち、搬入届出量が2トン以上 であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況である者。
- ④ 公共事業の請負者以外の者が、自らの事業場から発生する産業廃棄物を搬入する場合のうち、以下の全てを満たす者。
 - ・ 横浜市内に事業の拠点を有する者。
 - ・ 継続的に搬入を行い、搬入届出量が20トン以上である者。
 - ・ 処分費用を遅滞なく納入できる経営状況である者。

※トン数について

申請時に、発生場所が同一（同一工事）の産業廃棄物継続搬入届出書が複数（安定型、管理型、石綿含有の有無による全4種類）ある場合、搬入届出量を合算した重量で判断します。

※「処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの」とは次の基準を満たす者とします。

【法人の場合】 次の いずれか を満たす者

- ・直近期の貸借対照表において債務超過の状態でないこと
- ・直近期の損益計算書において経常利益及び当期純利益が計上されていること

【個人の場合】

- ・直近期の所得税に未納額がないこと

※上記確認のために必要な提出書類は P.11 で確認してください。

【後納払い申請書類の作成方法】

手引き末の記入例を参照して、産業廃棄物処分費用後納承認申請書と添付書類を作成し、法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印して産業廃棄物継続搬入届出書と併せて提出してください。

【必要な添付書類】

- 1) 住民票又は法人登記簿謄本の写し(公共事業の場合は不要)
- 2) 市民税又は法人市民税の直近の期の納税証明書の写し(公共事業の場合は不要)
- 3) 直近の期の貸借対照表及び損益計算書、個人の場合は直近の期の所得税の納税証明書の写し ※ただし、以下のいずれかに該当する場合は不要
 - ・ 公共事業のうち横浜市財政局契約の工事(水道局、交通局委任案件も含む)を今年度に受注している
 - ・ 今年度、別の工事等で後納承認申請書を提出している
 - ・ 届出者が横浜市又は横浜市が出資する外郭団体及び公益法人

【後納支払い方法】

搬入届出書ごとに1か月分(月末締め)の処分費用を集計し、翌月の 10 日前後に納入通知書が申請者(申請書当該欄に記載された住所)に届きますので、所定の金融機関にて納付してください。

⚠️【納期限】：搬入月の翌月末⚠️

【納付の遅延があった場合】

- ・ 後納及び後納払いによる継続搬入を全て停止とします。後納停止期間は横浜市が指定した日から1年間です。
- ・ 後納及び後納払いによる継続搬入の停止は文書により通知します。
- ・ 後納払いによる継続搬入が停止となった場合、残っている産業廃棄物搬入確認書を返却していただきます。また、搬入停止となったものについて現金払いによる搬入を希望する場合は、滞納している処分費用を納めた上で、改めて産業廃棄物継続搬入届出書を提出する必要があります。
- ・ 滞納が解消されない場合は督促状を送付します。督促状に記載された指定期限までに所定額が納付されない場合、延滞金(指定期限の翌日から納付までの日数に応じ、その納付金額について下記の割合を乗じて計算したもの)も併せて徴収します。

(延滞金の割合:特例基準割合(各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を 12 で除して計算した割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算した割合)に、年 7.3%を加算した割合(年 14.6%を限度)(横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例付則による)
- ・ 督促状に記載された指定期限までに所定額が納付されない場合、期限の利益を失い、一括で納付する必要がある場合があります。
- ・ 上記措置を講じた場合、本市発注工事によるものについては、工事発注課へ連絡します。

また、納付の遅延があった場合以外に、後納継続搬入者が何らかの理由により資格基準を満たしていないことが判明した場合、後納払いを停止します。